

## 資本関係又は人的関係のある会社同士の同一入札への参加を制限する運用基準

### 1 適用条件

この基準は、箱根町が発注する工事（以下「工事」という。）に係る競争入札に適用する。

### 2 入札を無効とする資本関係又は人的関係にある会社同士の同一入札への参加

(1) 入札公告日から入札書提出日までの間に、次のアからウまでのいずれかに該当する場合、発注者は該当する者を資本関係又は人的関係のある会社（以下「同族企業」という。）同士と判断する。

ア 資本関係は、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合。ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。

（ア）会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係は、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合。ただし、（ア）の場合は、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

（ア）中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員に該当する場合

（イ）ア及びイに掲げる場合以外でア又はイに掲げる場合と同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

(2) (1) により同族企業同士と判断される者同士（以下「同族企業同士」という。）が同一入札に参加した場合、公正、公平な競争入札が阻害されるおそれがある入札と判断し、同族企業同士が行った入札を無効とする。ただし、入札書提出後から開札までの間に発注者に辞退届を提出し、入札辞退をした者がいて開札時点で同族企業同士の同一入札への参加状態が解消されている場合はこの限りでない。

(3) 共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士又は共同企業体の構成員と単体企業が同族企業同士の場合は当該構成員を含む共同企業体を同族企業とみなす。

(4) 入札の公告又は指名通知日時点で同族企業に該当しなかった者が、入札書提出期日までに同族企業となった場合、その者は直ちに発注者に対してその旨を通知しなければならない。

### 3 同族企業同士の判断方法

#### (1) 一般競争入札（事前審査型）

ア 発注者は、箱根町の競争入札に参加することができる者の資格等に関する事務取扱要綱第6条の規定に基づいてかながわ電子入札システムに提出している資本関係又は人的関係に関する情報（以下「資本関係又は人的関係情報」という。）を用いて同族企業が同一入札に参加申請しているか判断する。

イ アで一般競争入札参加資格申請書に記載された同族企業が参加申請していると判断した場合、発注者は一般競争入札参加資格審査結果通知書により、同族企業が同一の入札に参加している旨を通知する。

ウ 入札時にイで通知した当該同族企業同士が入札に参加する場合、当該同族企業同士の入札（該当する複数者の入札）を無効とする。

#### (2) 一般競争入札（事後審査型）

ア 落札候補者の資本関係又は人的関係情報に記載された同族企業が当該入札に参加しているか否か発注者が確認する。

イ アの確認で同族企業同士が同一入札に参加していたと発注者が判断した場合、当該企業同士の入札（該当する複数者の入札）を無効とする。

#### (3) 指名競争入札

同族企業は指名競争入札参加資格がない者とし、当該同族企業を入札参加者として指名しないものとする。

#### (4) (1) 又は (2) において発注者に疑義が生じた場合、発注者は入札参加者の全部又は一部の者に対し追加資料の提出や事情聴取を行うことができる。

### 4 提出書類の虚偽記載

(1) 落札者決定後に落札者の提出書類に虚偽の記載（以下「虚偽記載」という。）があることが契約締結前に判明した場合、発注者は落札者の入札を無効とし、落札決定を取り消すものとする。

(2) 契約締結後に契約相手の虚偽記載が判明した場合、工事着手前であれば箱根町工事請負契約約款の規定により契約解除の協議を行うものとする。また、工事着手後の場合は契約相手の入札時の不正行為の有無や工事進捗状況などを考慮したうえで発注者は当該契約を継続するか解除するかを適切に判断するものとする。

(3) 提出書類に虚偽記載があった場合、箱根町指名停止等取扱基準に基づき入札参加停止等の措置をする場合がある。

### 5 適用日

(1) 令和3年9月1日以降に指名又は公告を行う競争入札から適用する。

(2) 上記(1)に関わらず、令和3年8月31日までに指名又は公告された入札については従前の例によるものとする。